

## 令和8年度宮崎県防災実践塾運営業務 委託仕様書

### 1 業務の目的

本業務は、南海トラフ巨大地震等の大規模災害に備え、宮崎県内の地域防災力を「知識」から「実践（実装）」の段階へと引き上げることが目的とし、行政、地域住民、自主防災組織、教育・研究機関、福祉施設、企業等の多様な主体が連携する「防災実践塾」を実施する。

また、これまでの形式的な訓練に留まらず、体験型プログラムを通じて「マニュアルはあるが動けない」状態を解消し、県民の意識を具体的な「備え」へと変えることで、県全体の防災力の底上げを図ることを目的とする。

### 2 委託事業名

令和8年度宮崎県防災実践塾運営業務

### 3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月15日まで

### 4 業務委託の内容

受託者は、県と密接に連携し、以下の業務を企画・運営すること。

#### (1) 防災・減災に取り組む「防災実践塾」

防災実践塾とは、多様な主体が参画し、ワークショップ（WS）による課題抽出や実践的なシミュレーションを通じて、地域毎に最適化された避難訓練や避難所運営体制を構築する体験型プログラム。

#### ア. 実施内容

項目	内容
実施地区の選定	県内から以下の特性を持つ3地区を選定し、県と協議の上決定すること。 ・沿岸地域（2地区）：津波被害想定地域における多人数避難の検証。 ・中山間地域（1地区）：土砂災害等による「孤立」を想定した自立的運営の検証。
ワークショップ（WS）の実施	避難所運営や避難方法、個別避難計画の運用実態に関する地域固有の課題等を抽出。
実践訓練・シミュレーション	ワークショップを通じて抽出された地域固有の課題に対し、具体的な解決策（アクション）を検討した上で、その有効性を検証し、住民の対応力向上に直結する実践的な訓練を実施。
マニュアル等の実装（作成・見直し）	訓練を通じて明らかになった課題を整理し、選定地区における避難所運営マニュアル等の作成や見直し等に対し、専門的見地から必要な助言および資料提供を行うこと。

#### イ. 補足事項

本事業の実施に際しては、以下の点に留意し、実効性の高いプログラムを構築すること。

- ・地域住民や行政はもとより、防災士や民間企業、教育機関など多様な主体が参加する体制を構築し、特に防災に係る知見を有する大学や専門人材を活用するなど、実効性の高いプログラムの推進を図ること。

- ・ 単なる避難所設営訓練に留まらず、津波浸水想定や中山間地域の孤立可能性など、選定地区が抱える固有のリスクに注目した、現実的かつ実践的な訓練シナリオを構築すること。
- ・ 避難所運営に関しては、内閣府の「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（令和6年12月改訂）」の趣旨を理解し、可能な限りその内容をプログラムやマニュアル案に反映させるよう努めること。
- ・ 地元企業等を参加対象に含めることで、平時から自治会等との「顔の見える関係」を構築し、災害時における企業リソース（物資、施設、技術等）の提供等の協力が円滑に行われる体制づくりを促進する内容にすること。

## (2) 防災カフェの開催（成果普及啓発事業）

防災カフェとは、防災実践塾で得られた知見を広く共有し、県内全体の共助の機運を醸成する普及の場を指す。なお、実施に当たっては以下の点に留意すること。

### ア. 実施時期・回数等

具体的な実施時期、回数及び開催場所の選定等については、防災実践塾の進捗状況を踏まえ、県と協議の上で決定すること。

### イ. 補足事項

- ① 防災実践塾で得られた成果及び課題解決事例を分かりやすく提供し、広く県民への横展開につなげることを主眼とし、防災に関する専門的な評価、助言を得る内容とすること。
- ② 一方向的な研修会と異なりリラックスした参加しやすい雰囲気づくりに努めること。

## (3) 全体コーディネート・事務局業務

### ア. 参加者案内・募集に関する事務

### イ. 関係機関（市町村、自主防災組織、教育・研究機関、福祉施設、企業等）との調整

### ウ. 各プログラムの進行管理、会場設営、講師・ファシリテーターの手配

### エ. 活動記録（写真・動画等）及び他地域でも活用可能な資料の作成

## 5 成果品等の納入

本業務の成果として、実績報告書（実施記録、参加者アンケート結果、分析・考察等）一式を提出すること。なお、成果品の納期については、県と別途協議の上、決定すること。

## 6 その他

(1) 実践訓練等の実施に当たっては、参加者の安全確保に万全を期すこと。

(2) 業務を通じて得た個人情報等は、本事業の目的以外に使用してはならず、厳重に管理すること。

(3) 権利の帰属及び成果品の利用

ア. 本業務の遂行により作成された成果品に関する権利は、原則として宮崎県に帰属するものとする。

イ. ただし、受託者が教育、研究または公的な普及啓発を目的として成果品を利用する場合、受託者は県に事前の申し出を行うことで、これらが無償で利用（二次利用）できるものとする。

(4) 本仕様書に定めのない事項や疑義が生じた場合は、県と受託者で協議して決定する。